計算書類に対する注記(拠点区分用)

令和 3年 3月31日現在

法人名 : 社会福祉法人 緑風会 拠点区分名 : グループホーム慎太郎拠点

1.重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産 (リース資産を除く)

当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。

(2) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(3)消費税の取扱い

当拠点区分は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3.採用する退職給付制度

当拠点区分は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用している。確定給付制度では退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給している。

4.拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 慎太郎拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア. グループホーム慎太郎
 - イ. デイセンター海援隊
 - ウ. 龍馬ケアプランセンター
 - エ. 障害福祉サービス事業 生活介護 海援隊
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	61, 909, 200	0	0	61, 909, 200
建物	56, 836, 284	861, 300	13, 758, 745	43, 938, 839
合 計	118, 745, 484	861, 300	13, 758, 745	105, 848, 039

6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

(1) 「会計基準」第22条第6項の規定に基づく基本金の取崩額 該当する事項はない。

(2) 「会計基準」第22条第4項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除売却に伴 う取崩額

①建物該当する事項はない。②構築物該当する事項はない。③機械及び装置該当する事項はない。

④車輌運搬具 ハイエースワゴンの除却による取崩額 1円

⑤器具及び備品 該当する事項はない。

7.担保に供している資産

該当する事項はない。

1頁

8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	258, 805, 748	214, 866, 909	43, 938, 839
建物(その他固定資産)	253, 800	70, 025	183, 775
構築物	14, 336, 389	13, 206, 650	1, 129, 739
機械及び装置	5, 824, 197	5, 824, 196	1
車輌運搬具	5, 087, 900	4, 539, 363	548, 537
器具及び備品	17, 942, 722	14, 322, 531	3, 620, 191
合 計	302, 250, 756	252, 829, 674	49, 421, 082

9.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

10.重要な後発事象

該当する事項はない。

1 1. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。